

令和7年度鳥取県中部圏域「給食施設状況報告書」のまとめ

鳥取県では、「健康増進法」及び「健康増進法に係る給食施設に関する事務取扱要綱」に基づき、「特定給食施設」及び届出のある「その他の給食施設」の栄養管理状況等を「給食施設状況報告書」の提出により把握しています。

【対象の施設数】

	学校	病院	介護老人保健	老人福祉	児童福祉	社会福祉	寄宿舍	合計
特定給食施設	7	8	5	7	21	2	0	50
その他の給食施設	0	1	1	5	21	4	1	33
合計	7	9	6	12	42	6	1	83

- ・特定給食施設： 特定かつ多数の者(1回100食以上又は1日250食以上)に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第5条で定めるもの。
- ・その他の給食施設： 特定かつ多数の者(概ね1回50食以上又は1日100食以上)に対して継続的に食事を供給する施設(特定給食施設を除く)。

【栄養管理等状況の概要(R7.6.1現在)】

○災害等の備えについて

- ・食糧の備蓄は、病院、介護老人保健施設、社会福祉施設、寄宿舍の全施設が「有」との回答でした。
備蓄する食糧は、長期保存が可能な非常食(アルファ米、レトルト食品、缶詰、水、レスキューフーズ等)だけでなく、ローリングストック(※)によって日常的に使用する食材等を活用し、併せて食形態や病態等の配慮が必要な方への対応が継続的に行われていました。

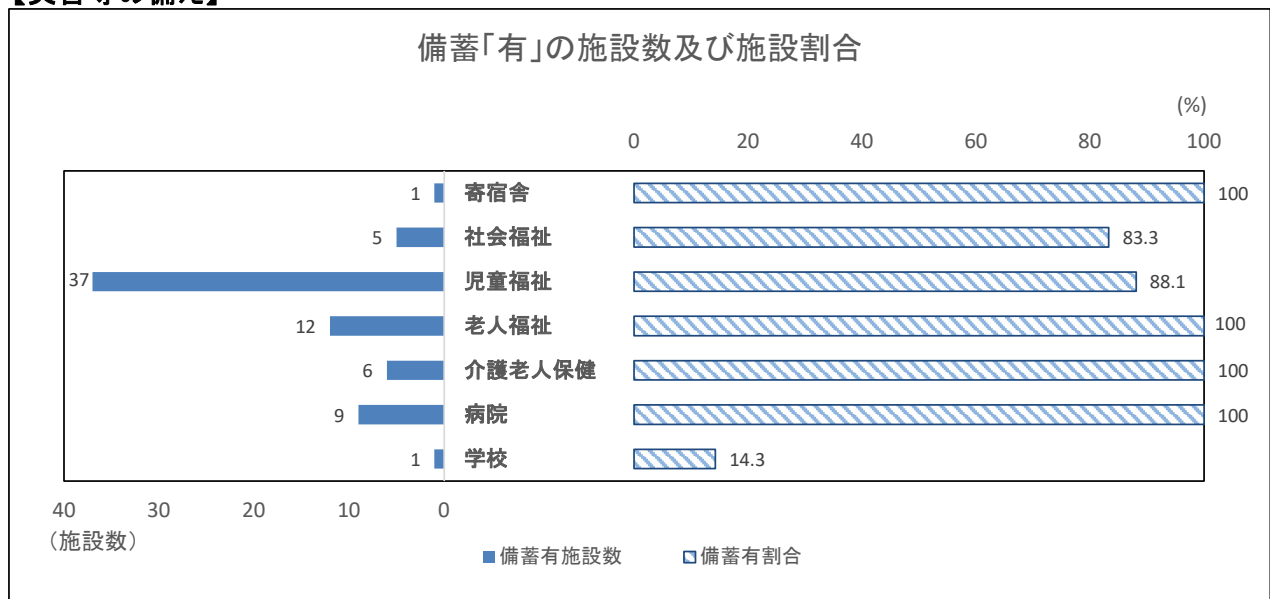
※「ローリングストック」とは、普段の食品を少し多めに買い置き、賞味期限を考慮して古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定の食品が家庭や施設などで備蓄されている状態を保つための方法。米、日持ちする野菜類・果物、乾麺、乾物、フリーズドライ食品、缶詰などの活用や、乳幼児、高齢者向けの食形態を調整した食品、病態別の特殊食品など日常的に使用する食品が該当する。

- ・災害時等食事提供に関する対応マニュアルの整備は、病院、介護老人保健施設の全施設が対応済み、老人福祉施設の約9割、社会福祉施設の約7割が対応済みであった。

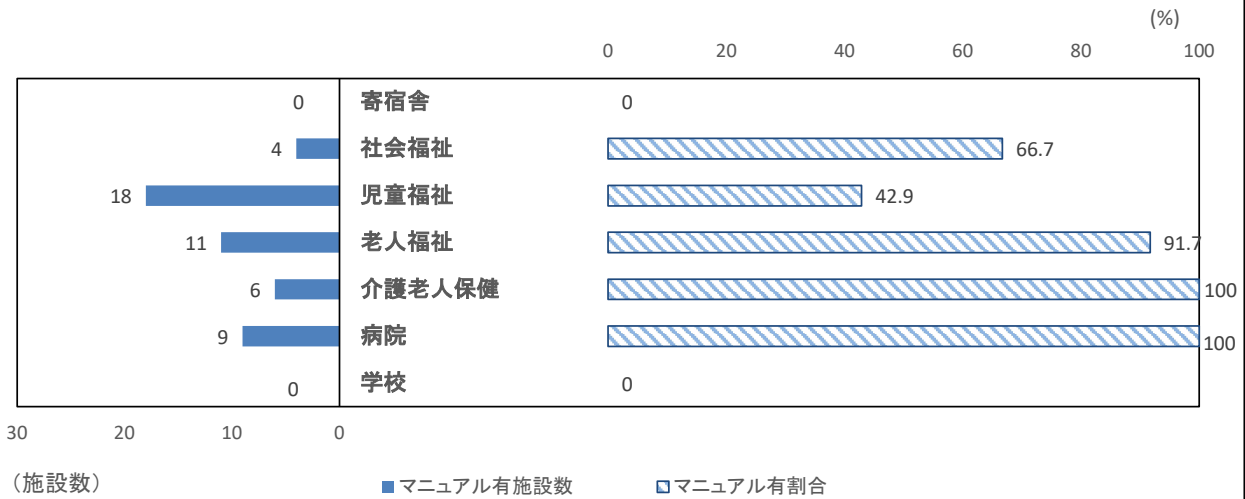
○各施設ごとの状況について

- ・介護老人保健施設の全施設、老人福祉施設の約8割が個人別給与栄養目標量を設定していた。
また、介護老人保健施設及び老人福祉施設の全施設で、3回/日、給食の摂取量の把握を行っていた。
- ・学校・給食センターでは、全施設で給食の摂取量の把握、食物アレルギー対応の献立作成を行っていた。
- ・児童福祉施設では、個別の食物アレルギーへの配慮及び予定献立表による栄養情報の提供を無回答を除く全施設で実施していた。

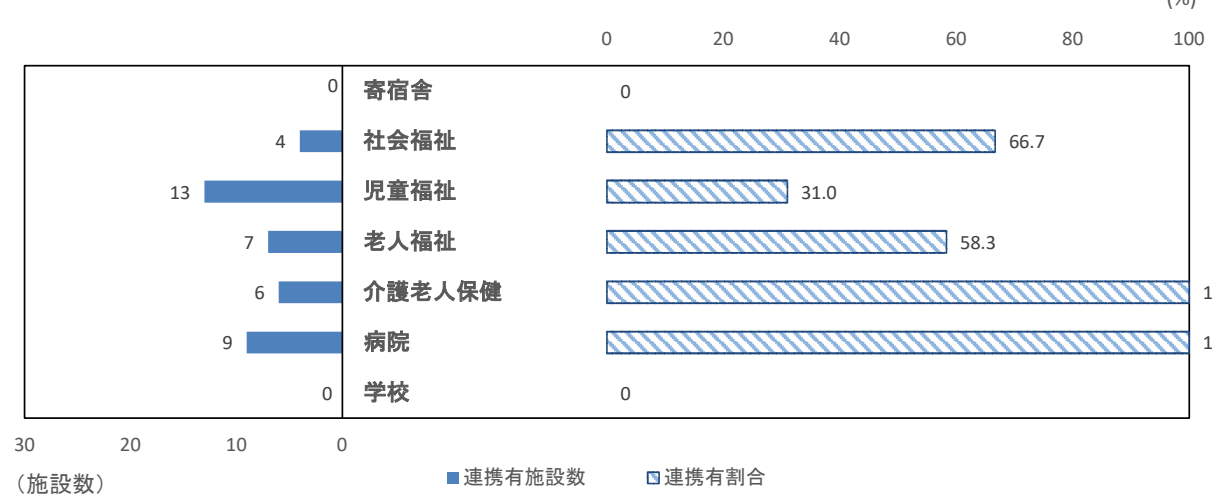
【災害等の備え】



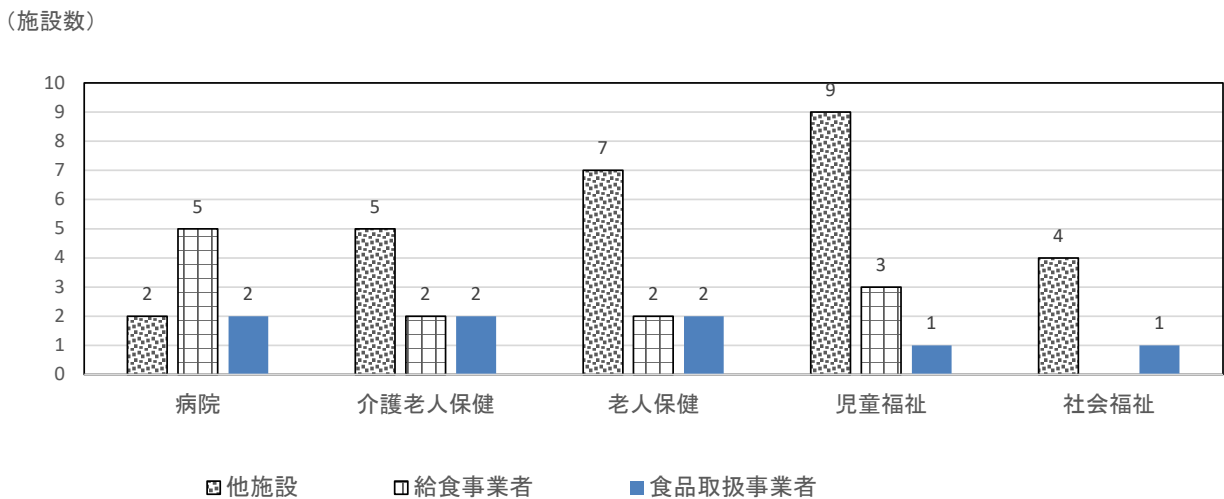
マニュアル「有」の施設数及び施設割合



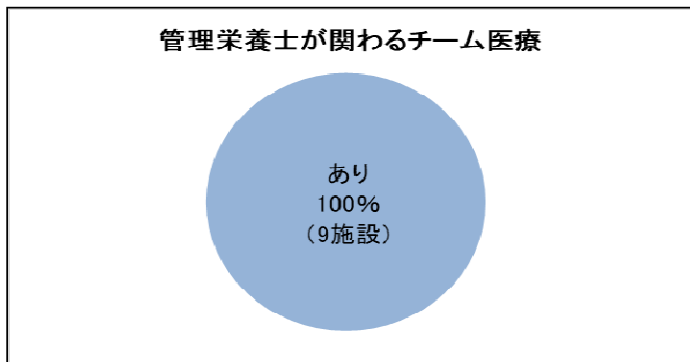
食事提供に関する他施設連携「有」の施設数及び施設割合



食事提供に関する他施設連携「有」の連携先

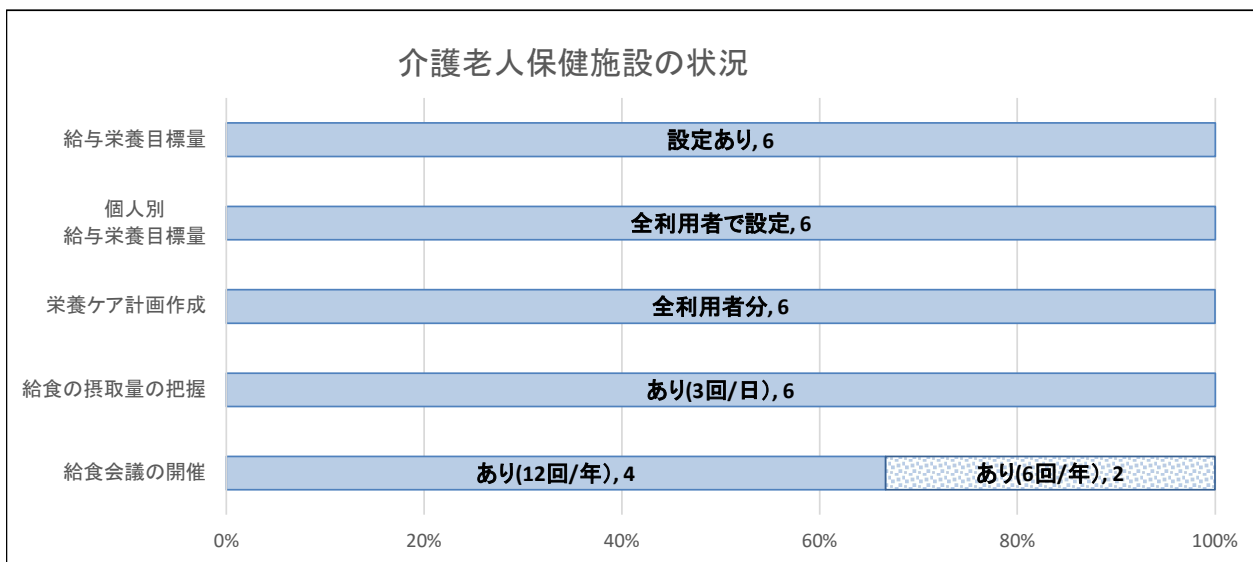


【各施設の状況】
【病院：9施設】

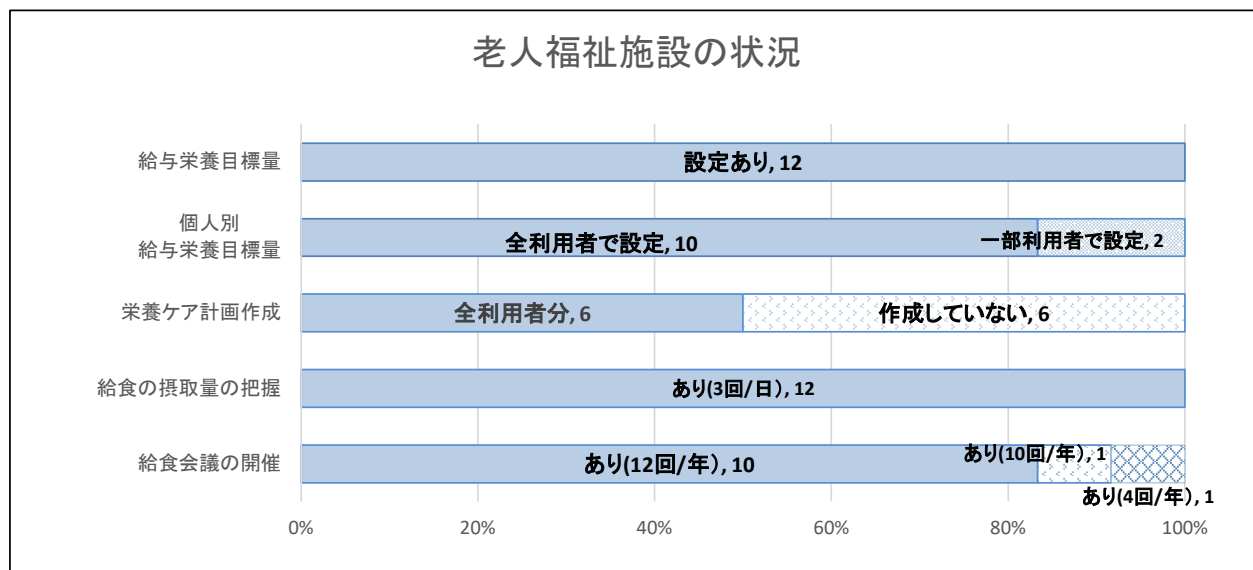


チーム医療の内容	回答数	
褥瘡	6	
NST	7	
その他	15	
(内訳： 複数回答)	院内感染対策	4
	医療安全	3
	糖尿病	3
	心不全	1
	緩和ケア	1
	臨床検査適正化	1
	地域包括ケア	1
	病棟カンファレンス	1
	外来透析	1
	カンファレンス	1
脳血管疾患リハビリ	1	

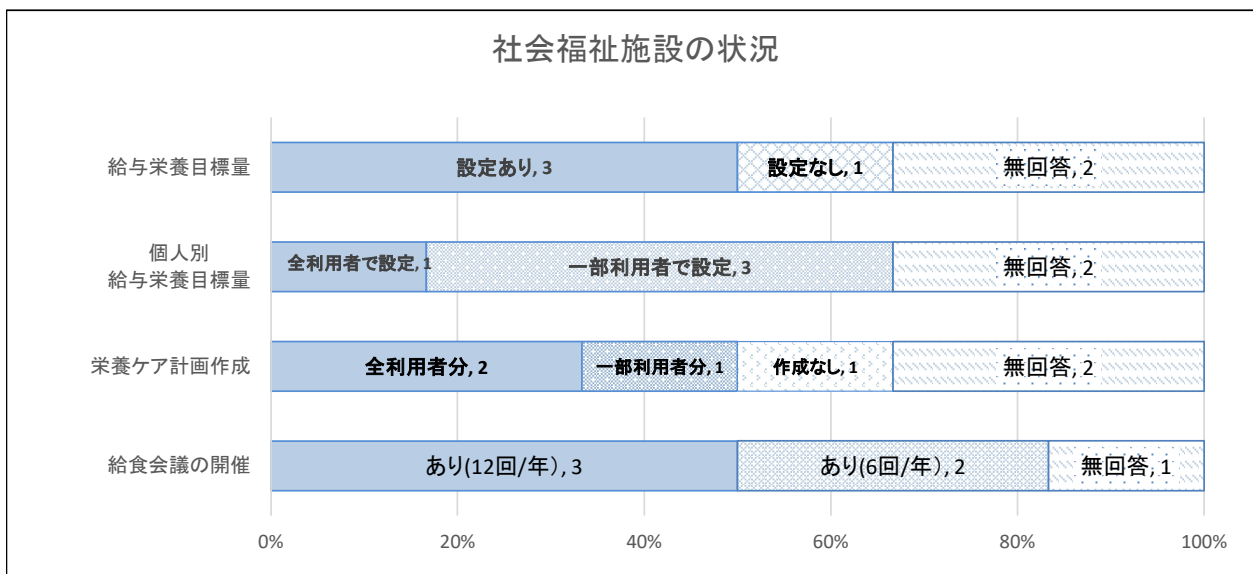
【介護老人保健施設：6施設】



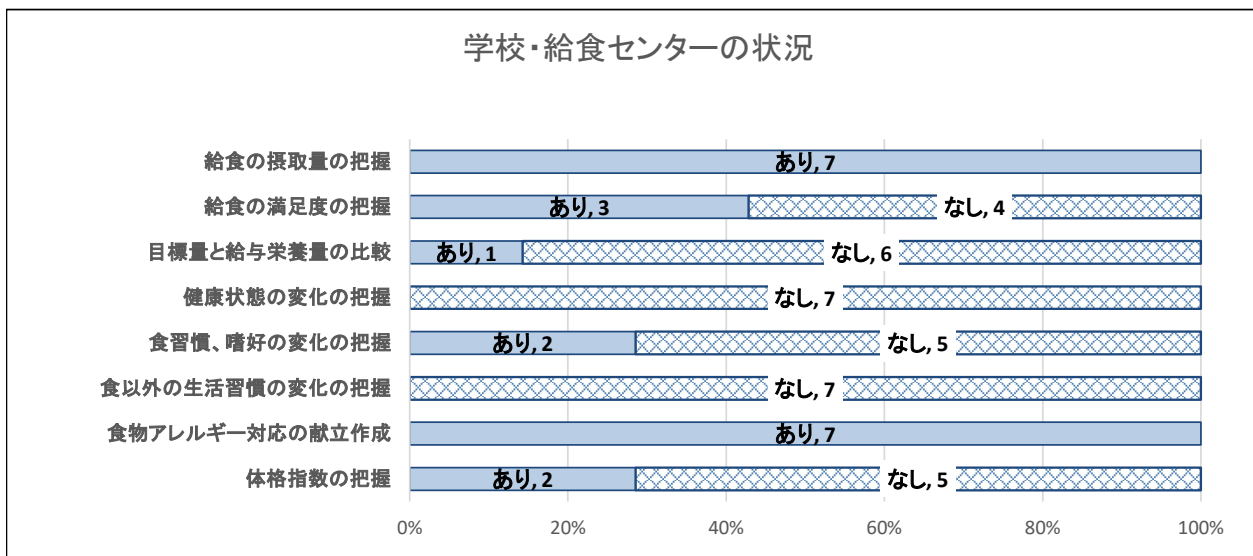
【老人福祉施設：12施設】



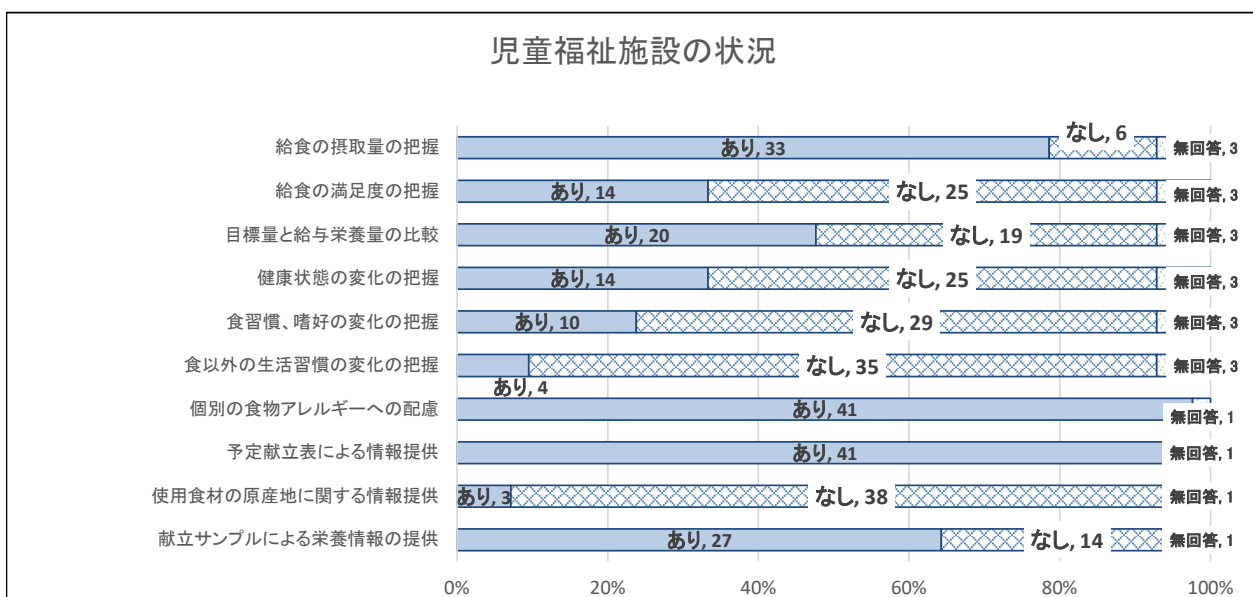
【社会福祉施設:6施設】



【学校・給食センター:7施設】



【児童福祉施設:42施設】



<参考>

○「体格指数」の把握について

「日本人の食事摂取基準(2025年版)」(厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44138.html)
では、エネルギーの摂取量及び消費量のバランス(エネルギー収支バランス)の維持を示す指標として
「体格指数(body mass index: BMI)を採用し、目標とする BMIの範囲を提示しています。

目標とするBMIの範囲(18歳以上)

年齢(歳)	目標とするBMI(kg/m ²)
18~49	18.5~24.9
50~64	20.0~24.9
65~74	21.5~24.9
75以上	21.5~24.9

○児童福祉施設等における食事の提供ガイド(令和7年9月 こども家庭庁策定)

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/jidoufukukshi-eiyou>

児童福祉施設等における食事提供のあり方(個々の状況を考慮した食事・食生活支援の重要性、食事提供の質の向上を図るための考え方等)や実践の様子が示されています。